

群馬県職員の懲戒処分に関する公表基準

平成13年8月20日制定
平成16年5月11日改正
平成20年7月1日改正
令和7年11月6日改正

知事が職員に対して地方公務員法に基づく懲戒処分を行ったときは、下記の基準により公表する。

記

1 公表する懲戒処分

地方公務員法に基づく全ての懲戒処分(免職、停職、減給又は戒告)

2 公表する内容

(1) 公表する内容は、原則として次に掲げる事項とする。

ア 免職処分事案

- (ア) 対象職員の所属名
- (イ) 対象職員の職
- (ウ) 対象職員の氏名
- (エ) 対象職員の年齢
- (オ) 処分事由
- (カ) 処分内容
- (キ) 処分年月日

イ 停職、減給又は戒告事案

- (ア) 対象職員の所属部局名
- (イ) 対象職員の職位
- (ウ) 対象職員の年齢
- (エ) 処分事由
- (オ) 処分内容
- (カ) 処分年月日

(2) (1)の規定にかかわらず、被害者等の権利利益の保護等を総合的に勘案し、一部について公表しないことができる。

3 公表の時期

処分を行った後すみやかに公表する。

4 失職に係る公表

職員が地方公務員法上の失職となった場合の公表は、2（1）アに規定する免職処分事案の例による。